力について、一定水準以上の信用力を有すると財務大臣が認める者でなければならない。

一　［略］

二　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（同法第四十七条第一項の規定により同法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けた支店を含む。）又は外国の法令に準拠して外国において金融商品取引業（金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。）若しくは銀行業を営む者のうち、国債の金利スワップ取引に類似する取引についての実績を相当程度有していると認められる者（前号に掲げる者を除く。）

［3・4　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

一　［同上］

二　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（同法第四十七条第一項の規定により同法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けた支店を含む。）又は外国の法令に準拠して外国において金融商品取引業（金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。）若しくは銀行業を営む者のうち、国債の金利スワップ取引に類似する取引についての実績を相当程度有していると認められる者（前号に掲げる者を除く。）

［3・4　同上］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百五十号

官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）の施行に伴い、並びに墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第五条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、墓地、埋葬等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

墓地、埋葬等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一条　墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の埋葬又は火葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。 一　死亡者の本籍、住所及び氏名（死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名） 二　（略） 三　死亡者の出生年月日（死産の場合は、妊娠週数） 四　死因（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二項から第四項まで及び第七項に規定する感染症、同条第八項に規定する感染症のうち同法第四十四条の九第一項に規定する政令により当該感染症について同法第三十条の規定が準用されるもの並びに同法第六条第九項に規定する感染症、その他の別）（死産の場合を除く。） 五　死亡年月日時（死産の場合は、分べん年月日時） 六　死亡の場所（死産の場合は、分べんの場所） 七　埋葬又は火葬の場所 八　申請者の住所、氏名及び死亡者との続柄（死産の場合は、申請者の住所及び氏名） **第二条**　法第五条第一項の規定により、市町村長の改葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。 一　死亡者の本籍、住所、氏名及び性別（死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名並びに死児の性別） 二～六　（略） 七　申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は焼骨収蔵委託者（以下「墓地使用者等」という。）との関係（死産の場合は、申請者の住所、氏名及び墓地使用者等との関係） 2　（略）	**第一条**　墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の埋葬又は火葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。 一　死亡者の本籍、住所、氏名（死産の場合は、父母の本籍、住所、氏名） 二　（略） 三　死亡者の出生年月日（死産の場合は、妊娠月数） 四　死因（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二項から第四項まで及び第七項に規定する感染症、同条第八項に規定する感染症のうち同法第四十四条の九第一項に規定する政令により当該感染症について同法第三十条の規定が準用されるもの並びに同法第六条第九項に規定する感染症、その他の別） 五　死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日） 六　死亡場所（死産の場合は、分べん場所） 七　埋葬又は火葬場所 八　申請者の住所、氏名及び死亡者との続柄 **第二条**　法第五条第一項の規定により、市町村長の改葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。 一　死亡者の本籍、住所、氏名及び性別（死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名） 二～六　（略） 七　申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は焼骨収蔵委託者（以下「墓地使用者等」という。）との関係 2　（略）